COLUMN

ビジネスとソーシャルビジネス



東洋大学副学長
国際地域学部教授
北　脇　秀　敏
KITAWAKI Hidetoshi

84年、日本上下水道設計（株）、90年世界保健機関本部環境保健部を経て92年東京大学工学部都市工学科国際環境計画（クボタ）講座客員助教授。96年東洋大学国際地域学部設置要員（教授）を経て97年東洋大学国際地域学部教授（現在に至る）、11年より東洋大学副学長。開発途上国の環境改善分野のODA案件に数多く参加するとともに環境分野の青年海外協力隊員の育成に努め09年JICA理事長表彰を受ける。

筆者は適正技術の研究が専門のため、開発途上国で廃棄物処理の案件に関係することが多いが、廃棄物関連の「ビジネス」に関してもしばしば多様な状況に遭遇してきた。本稿では法制度が整備されているわが国の状況と、その対極にある途上国との状況を類比させてみたい。

わが国の廃棄物ビジネスといえば、もちろん排出者責任が課されている産業廃棄物（以下「産廃」という）の、許可業者による管理がまず最初に思い浮かぶ。ところが途上国では一般廃棄物と産廃の境目が曖昧で、自治体が実質的に産廃の管理をせざるを得ない場合が多い点は明らかな違いであろう。また途上国の最終処分場では有価物を回収し生計を立てているウェイストピッカーのようなインフォーマルセクター（経済統計に載らない非公式部門）が存在するが、日本では最終処分場の管理が厳格で、分別等により有価物が処分場に行かないため状況は異なる。差し詰めホームレスの人々によるアルミ缶の回収などが日本版ウェイストピッカーとも言えるだろう。幸いにして日本にはまだほとんど見られない「ビジネス」が廃棄物処理施設の独占的な使用権を海外の民間企業に譲渡するコンセッション契約である。筆者が訪問したいくつかの途上国では先進国の企業と片務契約を結び、そのしわ寄せが高額な廃棄物処理料金となって市民生活を圧迫している例があった。これなどはグローバル化した現在、わが国も注意するべき事例であろう。

これに対してビジネスの手法で社会的課題を解決する活動である「ソーシャルビジネス」に関しては、逆に社会問題が山積みである途上国を参考にすべき点もあろう。途上国では失業者やウェイストピッカーを廃棄物処理要員として雇用したり、組織的なリサイクル活動などにより貧困層の収入向上につなげている例もある。廃棄物処理ビジネスは、もともと生活環境を保全し、人々の健康を増進するという大きな社会的使命を帯びているため、ソーシャルビジネスの趣旨にあったものと言える。筆者が途上国で見かけた悪い例ではなく、良い例に習ったビジネスを模索したいものである。